

佐賀県選挙管理委員会告示第38号

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する規程（平成6年佐賀県選挙管理委員会告示第37号）の一部を次のように改正する。

平成25年7月19日

佐賀県選挙管理委員会委員長 松 尾 紀 男

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<p>様式第5号その1（第4条関係）</p> <p>ビラ作成証明書</p> <p>下記のとおりビラを作成したものであることを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>平成 年 月 日執行 佐賀県知事選挙 候補者</p> <p>記</p> <table border="1" data-bbox="250 986 1095 1029"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考 1～3 略</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 枚数 <u>130,000枚</u></p> <p>(2) 略</p>	略	<p>様式第5号その1（第4条関係）</p> <p>ビラ作成証明書</p> <p>下記のとおりビラを作成したものであることを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>平成 年 月 日執行 佐賀県知事選挙 候補者</p> <p>記</p> <table border="1" data-bbox="1178 986 2022 1029"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考 1～3 略</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 枚数 <u>115,000枚</u></p> <p>(2) 略</p>	略
略			
略			

附 則

この告示は、平成25年7月28日から施行する。